

岐阜県公報

第二千六百四十二号
平成二十七年四月二十四日

(金曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知
保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知
(治山課) 三二三
(同) 三二七

選挙管理委員会告示

訂正願が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表
政治活動のために寄付を受け、又は支出をすることができ
(選挙管理委員会) 三二八

ない団体
(同) 三二八

個人演説会等を開催することができる施設の指定取消し
(同) 三二九

農業委員会委員選挙における個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し
(同) 三二九

公示

落札者等に関する公示
(地域スポーツ課) 三二〇

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
(環境生活政策課) 三二〇

指定管理者の変更の届出に関する公示
(自然環境保全課) 三二〇

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
(建設政策課) 三二〇

平成二十七年における地籍調査に関する事業計画
(都市政策課) 三二一

土地改良区役員の退任及び就任
(揖斐農林事務所) 三二二

告示

岐阜県告示第三百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市大字長良古津字浦山九一四の三九(次の図に示す部分に限る。)、九一四の四

一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字杉ヶ平一三三の二二一、一三三の二二七、一三三の二四〇、一三三の二四〇、一三三の二四三から一三三の二四七まで、一三三の六一七、一三三の七四六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字杉ヶ平一三三の二二一・一三三の二二七・一三三の二四〇・一三三の二四〇・一三三の二四四から一三三の二四六まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字白谷一三〇四の一九二、一三〇四の二二二、一三〇四の二八九、一三〇四の二九一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字白谷一三〇四の一九二・一三〇四の二二二・一三〇四の二八九・一三〇四の二九一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町大田字滝下一一九の二八（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市秋原町中呂字タヤノ平一五二二（次の図に示す部分に限る。）、一四五〇の一

九、一五一一、一五二二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小坂町赤沼田字角橋二四九、字小野七〇八の一、七〇九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市幸田字芦谷一五五六、一五五七の一、一五五八から一五七二まで、一五八三の二、一五八三の三、一五八六の二、一五八七、一五九五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市東上田字栃洞二二二の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬中切字板鶴七〇（次の図に示す部分に限る。）、六八の三、六九の三、七一の一、字小洞七三の二・七三の六・七三の九・七三の一〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七三の一、七三の三から七三の五まで、七三の七、七三の八、字小川林九三から九六まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通
知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示
する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飛騨市神岡町打保字打保谷五六五の二一、五六五の二七、五六五の三一、五六五の
三三、五六五の三四、五六五の四〇から五六五の四二まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に
備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通
知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示
する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中津川市阿木字岐ヶ峰六八六九の九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所
に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通
知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示
する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市金山町弓掛字信濃柿七五九の二
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に

政治団体の収支報告書の取組 (平成二十五年分) [寄附の内訳]	1	1	政党 (国会議員関係政治団体)	中
「日本維新の会衆議院岐阜県第4選挙区支部」	個	人	今井 雅人	16,700,000 美濃加茂市
「」	「	「	井出 勝久	120,000 東京都国立市
「」	「	「	医療法人白水会白川病院	100,000 加茂郡白川町
「」	「	「	白白水館	100,000 加茂郡白川町
「日本維新の会衆議院岐阜県第4選挙区支部」	個	人	今井 雅人	16,700,000 美濃加茂市
「」	「	「	井出 勝久	120,000 東京都国立市
「」	「	「	白白水館	200,000 加茂郡白川町
政治団体の収支報告書の取組 (平成二十四年分) [寄附の内訳]	1	1	政党 (国会議員関係政治団体)	中
「日本維新の会衆議院岐阜県第4支部」	個	人	今井 雅人	11,350,000 美濃加茂市
「」	「	「	医療法人白水会	500,000 加茂郡白川町
「」	「	「	白白水館	500,000 加茂郡白川町
「日本維新の会衆議院岐阜県第4支部」	個	人	今井 雅人	11,350,000 美濃加茂市
「」	「	「	白白水館	1,000,000 加茂郡白川町

岐阜県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十七条第二項の規定により、次

備え置いて縦覧に供する。

選挙管理委員会告示二六

岐阜県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十二条第一項の規定により提出
 のあった政治団体の収支報告書について、訂正願の提出があったので、次のとおりその
 要旨を公表する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県選挙管理委員会
 委員長 大 松 利 幸

の政治団体は、平成二十七年四月一日以後、政治活動 (選挙運動を含む。) のために寄
 附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により、
 その名称等を次のとおり公表する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その表示	当該政党の支部とする名称	以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
一言を成す会(堀誠後援会)	堀 誠	松岡 隆二	岐阜市加納西丸町1-26			
高橋ひでかずを育てる会	高橋 正司	高橋 まゆみ	本巣市長屋126			
はやみず栄二後援会	菅原 豊後	小島 志乃	土岐市駄知町1262-6			
森川幸江後援会	辻 欣一	森川 美由紀	岐阜市江川町16			

岐阜県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったのでその旨を公表する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

指定を取り消した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地
大垣市	大垣市墨俣文化会館	大垣市墨俣町墨俣448番地

岐阜県選挙管理委員会告示第四十三号

農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十一条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったのでその旨を公表する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

指定を取り消した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地
大垣市	大垣市墨俣文化会館	大垣市墨俣町墨俣448番地

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 長良川球技場第4駐車場課金機装置の貸貸借機 一 台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成27年 2月19日
- 4 落札者を決定した日 平成27年 3月30日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キヤピタル株式会社
執行役 川部 誠治
- 6 落札金額 39,532,212円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県清流の国推進部地域入ボークン課施設管理係
 - (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年四月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域ICT研究開発事業共同体

三代 表 者 の 氏 名 三島 一貴

四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市白鳥町白鳥九六九番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、全ての住民に対して地域の経済活性化や

安全安心のまちづくりに関する事業を行い、地域の産官学民が連携し、先端の情報通信技術（ICT）の研究開発と地域サービスを通して、心豊かな生きがいのある、安全で安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

指定管理者の変更の届出に関する公示

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第三条の二第四項の規定により、岐阜県飛驒・北アルプス自然文化センターの指定管理者である奥飛驒自然・文化協議会から変更の届出があったので、同条例第六条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 変更のあった事項
 - 団体の代表者の氏名
(変更前) 高井 淳一
(変更後) 村山 浩一
- 二 変更年月日
平成二十七年四月一日

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十 七年三月 十六日	織部機工 工業	織部昭	各務原市那加 六	般二十三	機械器具設置工事
平成二十 七年三月 十三日	荒深保温 有限会社 矢六	代表取締役 安藤 幸朗	岐阜市北鶉三 丁目五二番地 清水ビル一階 一〇一	般二十五 一〇一九七 五	建築工事業
平成二十 七年三月 十日	株式会社 大村建設	代表取締役 大村 充	岐阜市岩崎八 〇六三	般二十二 六一七八	建築、大工、屋根、 タイル・れんが・ ブロック及び内装 仕上工事業
平成二十 七年三月 五日	山名建築	山名信夫	中津川市手賀 野六五三 一	般二十四 七〇〇四 二	建築工事業
平成二十 七年三月 三日	栗本建材 株式会社	代表取締役 栗本 三行	岐阜市柳津町 栄町一九三番 地	般二十一 一〇六〇	とび・土工、石、 屋根、タイル・れ んが・ブロック、 板金及び塗装工事 業
平成二十 七年二月 二十六日	有限会社 青木建工	代表取締役 青木 秀幸	下呂市萩原町 上呂三三三三 番地の二	般二十二 一三二七五	塗装工事業
平成二十 七年二月 二十三日	田代建築	田代春夫	郡上市大和町 大間見五〇 二	般二十三 七九一一	建築工事業
平成二十 七年二月 十三日	田中建築	田中清雄	飛騨市古川町 上町六八六番 地	般二十二 一六八〇二	建築及び大工工事 業
平成二十 七年二月 十日	佐久間軌 道	佐久間志 朗	各務原市鷺沼 古市場町三 二二一	般二十三 一〇三三九 五	とび・土工工事業
取消年月	商号又は 名称	代表者の 氏名	主たる営業所 の所在地	許可番号	取り消した工事業

平成二十 七年三月 二十七日	有限会社 テイ・エ ィ・シー	代表取締役 柘植 幸	可児市今渡一 七六二番地一 四〇一	般二十三 五〇〇二九 三	土木工事業
平成二十 七年三月 二十七日	株式会社 二葉工業 所	代表取締役 長谷 部紀之	岐阜市石切町 三七番地	般二十四 一九五六	とび・土工工事業
平成二十 七年三月 二十四日	各務工務 店	各務邦敏	加茂郡八百津 町久田見一七 三四番地	般二十二 六九六四	建築及び大工工事 業
平成二十 七年三月 二十三日	結屋	西部秀人	関市寿町一丁 目二番二七号	般二十四 三五〇三一 三	とび・土工工事業
平成二十 七年三月 二十三日	笠井建設 株式会社	代表取締役 笠井 孝春	岐阜市北野西 一一一番地	般二十四 一六三〇五	建築及び大工工事 業
平成二十 七年三月 二十三日	田中ノック 株式会社	代表取締役 田中 三郎	岐阜市小野一 一〇三二二	般二十二 一五二七三	タイル・れんが・ ブロック工事業
平成二十 七年三月 十八日	下村建築	下村俊二	郡上市白鳥町 前谷八三	般二十二 四二四九	建築及び大工工事 業
平成二十 七年三月 十七日	株式会社 田口建設	代表取締役 田口 修一	大野郡白川村 平瀬四二二 一七	特二十二 一六四二	建築工事業
平成二十 七年三月 十六日			西野町一四六 番地一	一〇二四一 一	業

平成二十七年における地籍調査に関する事業計画
 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十
 七年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めたと、同条第五項の規定
 により公示する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
岐阜市藍川町及び多賀町の全部並びに柳沢町、金屋町二丁目及び美園町一丁目の一部	同	平成二七・四・一から二八・三・三二まで
羽島市竹鼻町狐穴、竹鼻町丸の内一丁目、竹鼻町丸の内二丁目、竹鼻町丸の内三丁目、竹鼻町丸の内四丁目、竹鼻町丸の内五丁目、竹鼻町丸の内六丁目、竹鼻町丸の内七丁目、竹鼻町丸の内八丁目、竹鼻町丸の内九丁目、竹鼻町丸の内十丁目、竹鼻町丸の内十一丁目及び正木町新井四丁目全部	同	同
恵那市串原及び三郷町佐々良木の一部	同	同
笠松町美笠通一、美笠通二、美笠通三、瓢町及び友案町の全部	同	同
池田町揖斐郡池田町小牛、願成寺及び草深の一部	同	同

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住所
--------	-------	----	----	----

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住所
井水土地改良区	平成二七・四・五	理事	國枝 弘	揖斐郡池田町段 五三八番地の二
井水土地改良区	平成二七・四・五	同	野原 明	揖斐郡池田町萩原 四二〇番地の二
井水土地改良区	平成二七・四・五	同	河野 和通	揖斐郡池田町宮地 九四六番地の一
井水土地改良区	平成二七・四・五	同	北野 茂	揖斐郡池田町青柳 九九番地
井水土地改良区	平成二七・四・五	同	久保田 芳徳	揖斐郡池田町沓井 一四八番地
井水土地改良区	平成二七・四・五	同	松岡 正彦	揖斐郡池田町田畑 八二八番地
井水土地改良区	平成二七・四・五	同	小川 誠一	揖斐郡池田町粕ヶ原 三三〇番地の一
井水土地改良区	平成二七・四・五	同	野原 由也	揖斐郡池田町船子 二六六番地
井水土地改良区	平成二七・四・五	同	河村 日出夫	揖斐郡池田町本郷 一〇七番地の一の一
井水土地改良区	平成二七・四・五	同	國枝 弘	揖斐郡池田町段 五三八番地の二
井水土地改良区	平成二七・四・五	同	久保田 芳徳	揖斐郡池田町沓井 一四八番地
井水土地改良区	平成二七・四・五	同	河野 和通	揖斐郡池田町宮地 九四六番地の一
井水土地改良区	平成二七・四・五	同	遠藤 幸一	揖斐郡池田町本郷 五四八番地の五
井水土地改良区	平成二七・四・五	同	桑原 幸司	揖斐郡池田町草深 七八五番地
井水土地改良区	平成二七・四・五	同	坪井 武士	揖斐郡池田町藤代 一番地の八
井水土地改良区	平成二七・四・五	同	小川 誠一	揖斐郡池田町粕ヶ原 三三〇番地の一
井水土地改良区	平成二七・四・五	同	野原 明	揖斐郡池田町萩原 四二〇番地の二
井水土地改良区	平成二七・四・五	同	野原 由也	揖斐郡池田町船子 二六六番地

平成二十七年四月二十四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社